令和 元年分

還付・確定申告のお知らせ

問い合わせ/上尾税務署(☎048-770-1800・自動音声案内「2」) 税務課特別徴収担当・普通徴収担当(内線2254~2257)

申告が必要な方

自営業者・農家など

- ○事業を営んでいる ○農業による所得がある
- ○不動産所得がある ○土地や建物を売った
- ※昨年中の所得金額の合計額が、各種所得控除の合計 額より低い方を除く

会社員などの給与所得者

- ○給与収入が2,000万円を超える
- ○給与所得以外の所得合計額が20万円を超える
- ○2か所以上の会社から給与を支払われている

その他

- ○年の途中に退職し、年末調整を行っていない
- ○医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けたい

申告に必要なもの

- ○個人番号確認書類
- ○身元確認書類
- ○印鑑 (スタンプ印不可)
- ○源泉徴収票や支払者の証明書
- ○各種領収書又は控除証明書
- ○医療費控除明細書
- ○セルフメディケーション税制明細書及び疾病予防 への取組書類
- ○障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書(申告 時に提示)
- ○「確定申告のお知らせ」ハガキ

注意事項

- ○給与所得者や年金受給者は、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要です
- ○事業・農業・不動産所得の申告は、帳簿・領収書などを整理し、収支内訳書を作成のうえ、上尾税務署での申告となります
- ○医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方は、医療を受けた方ごとに明細書を作成のうえ提出してください。また、領収書の日付が平成31年・令和元年であることを確認してください
- ○セルフメディケーション税制を受ける方は、対象商品であることを必ず確認してください。また、申告する方の健康の保持増進・疾病予防への取組のわかる書類(予防接種の領収書や健康診断結果通知等)の添付又は提示が必要です
- ○医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみ選択となります (選択後の変更不可)
- ○国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できませんので、日本年金機構(ねんきん加入者ダイヤル **☎**0570-003-004・ナビダイヤル)へお問い合わせください
- ○還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人の口座が必要です
- ○所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です



- 固定資産税の手続きはお早めに -

問い合わせ/税務課土地担当(内線2261)・家屋担当(内線2263)

次のいずれかに該当する場合は、適正な課税のため、早急にご連絡ください。

- ○昨年中に未登記の家屋を新築・増築・取り壊した ○昨年中に土地の利用状況に変更があった なお、今年度中に以下の工事等をした場合は、申告することで翌年度固定資産税額が軽減される場合 があります。詳細はお問い合わせください
- ○昭和57年1月1日以前からある住宅に一定の耐震改修工事をした ○10年以上建つ住宅に一定のバリアフリー工事をした ○平成20年1月1日以前からある住宅に一定の省エネ改修工事をした ○要件を満たす認定長期優良住宅を建てた

上尾税務署からのお知らせ

問い合わせ/上尾税務署(〒362-8504上尾市大字西門前577、☎048-770-1800・自動音声案内[2])

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

2月17日周 ~3月16日周

9時~17時(受付=8時30分~16時) ※土・日曜日、祝日を除く。 ただし、2月24日月・3月1日日は開場

自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書を作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、確定申告書を作成できます。印刷し、郵送 又はe-Taxで送信(事前準備が必要)してください

【作成コーナーで操作に困ったら】

e-TAX・作成コーナーヘルプデスクへお問い合わせください(☎0570-01-5901・受付=平日9時~17時)

確定申告、市・県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です

(1)マイナンバーカードをお持ちの方は

マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です

(2)マイナンバーカードをお持ちでない方は 番号確認書類と身元確認書類が必要です

(3)申告者の家族が申告に来る場合は

申告者本人の番号確認書類(写し)と身元確認書類(写し)が 必要です

■必要な確認書類(いずれもこのうち1点が必要)

番号確認書類	○マイナンバーカード ○通知カード 等
身元確認書類	○マイナンバーカード○運転免許証○パスポート○年金手帳○健康保険証○在留カード○障害者手帳等

※扶養親族の扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族のマイナンバーの記載も必要です

公的年金等の 源泉徴収票が送付されます

令和元年(平成31年)中に支払われた年金額 や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令 和元年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬 から日本年金機構より順次送付されます。

年金以外の所得がある方や、還付申告をする 方などは、申告の添付書類として必要となりま すので大切に保管してください。

紛失した場合は、ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165・050で始まる電話からは☎03-6700-1165) で再交付申請ができます。送付まで2週間程度かかります。お急ぎの場合は、年金事務所でも再交付申請ができます。

なお、遺族年金・障害年金は非課税のため、 源泉徴収票は届きません。

問い合わせ/大宮年金事務所(☎048-652-3399)

要介護認定者の控除について

申告の際に控除を受けるには、次の証明書又は認定書の提示が必要となります。事前に交付を受けてください。

おむつ代の医療費控除

対象/要介護認定者で、認定時の主治医で常時 おむつが必要とわかる方

必要書類/初回 = 医師が発行の「おむつ使用証明書、2回目以降 = 市が発行の「おむつ代の医療費控除証明書 |

障害者控除

対象/65歳以上の要介護認定者

区分/要介護1・2=障害者控除、

要介護3~5=特別障害者控除

問い合わせ/福祉課高齢者福祉担当(内線 2674)、吹上支所福祉グループ(☎548-1213)、 川里支所福祉グループ(☎569-1111)

問い合わせ/税務課特別徴収担当・普通徴収担当(内線2254~2257)

各地区日程で都合のつかない場合は、他の申告会場へ お越しください。

前年の状況から必要と思われる方には、市・県民税申 告書を1月下旬に送付します。申告書が必要な方はご連 絡ください。

所得税の申告をされた方は、市・県民税の申告は不要 です。申告方法の詳細は広報かがやき2月号でお知らせ します

沧注意!

本市の臨時申告受付会場では、給与、公的年金、 配当 (分離を除く)、雑・一時所得など総合課税の簡 易な申告の受付となります。e-Taxの利用はできま せん。

また、記帳相談は受けません。申告書をすべて作 成済みの場合のみ、受付でお預かりし、上尾税務署 へ回送します。

■ 受付 日程 〈 受付 時間 〉 9 時 ~ 12時 、 13 時 ~ 15 時 ※ 12 時 ~ 13 時は番号札をお取りできません

 文门口作 				□寸 ※ 12时~13时は毎亏化をの取りできません
種 類	とき	混雑予想	ところ	地 区
還付申告	2月13·14日 (木·金)	X X	クレアこうのす	地区割なし
確定申告	17日(月)	XXX	クレアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	18⊟(火)	XXX		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、 北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	19日(水)	X X		箕田、すみれ野、愛の町、中井、三ツ木、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、 神明、稲荷町、赤見台
	20日休	\mathbb{Z} \mathbb{Z}		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、 常光、下谷、上谷、西中曽根
確定申告、 市・県民税 の申告	21日金	X X	川里生涯学習 センター	広田、北根、赤城、赤城台
	25⊟(火)	\mathbb{X}		屈巣、関新田、新井、境、上会下
	27⊟休	XXX	吹上生涯学習 センター	吹上、吹上富士見
	28日金	XXX		筑波、吹上本町、大芦、小谷
	3月2日(月)	XXX		南、榎戸
	3 ⊟(火)	X X		榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿
	4 ⊟(水)	X X		鎌塚、袋、前砂
	5 日休)	X X		下忍、明用、三町免
市・県民税 の申告	6日金	\mathbb{Z}	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	10⊟(火)	X	箕田公民館	箕田・すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稲荷町、赤見台
	11⊟(水)	\mathbb{X}	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
	12⊟休)	X	クレアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
	13日金	\mathbb{Z}		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
	16日(月)	X		加美、宮地、東、天神、神明、逆川

申告の待ち時間に申請・設定できます

マイナンバーカードの申請・マイキーIDの設定を市の申告会場でしよう!



- ●会場に特設ブースを設置
- ●所要時間は約10分

●無料でできるよ!

とき・ところ/上表の全会場9時~15時

持ち物/個人番号カード交付申請書

注意事項/本人がお越しください(15歳未満は保護者同伴)。 マイキーID設定には、マイナンバーカードとカード取得時に 設定した4桁の暗証番号が必要です

問い合わせ/情報システム課(内線3415)

又は市民課(内線2432)

マイナちゃん